平成２６年（フ）第２９号
北海道河東郡音更町大通９丁目１番地　東新緑団地22号
債務者　長崎　賢市
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
北海道河東郡音更町字東士狩西６線57番地
債務者　西嶋トキ子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
横浜市泉区和泉町4482番地４　リヴェール203号
債務者　佐藤　英孝
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０号
静岡県浜松市南区本郷町1344番地の８、住民票上の住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1360番地　ネオステージ東浜松壱番館201号室
債務者　村松　教雄
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
川崎市幸区古市場２丁目130番地15
債務者　太田良子こと　李　　良子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
愛知県豊川市蔵子３丁目25番地９　グラディオ10．103号
債務者　永田　武生
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６３１号
岡山市中区倉益130番地21
債務者　井上　愛子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３２号
岡山市中区倉益130番地21
債務者　井上　重男
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
岡山県赤磐市山陽７丁目１番４―302号、旧住所岡山市南区泉田１丁目４番３－２号　アーバンライフ泉田２棟233号室
債務者　武内　浩久
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７号
岡山県倉敷市児島小川３丁目１番14号サントピアＢ―102号
債務者　潮上　敬二
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８号
岡山市中区東中島町10番16号、旧住所兵庫県神戸市中央区生田町４丁目６番９―310号
債務者　岡野　克則
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０１号
静岡市清水区駒越東町10―35、住民票上の住所静岡市駿河区下島955番地
債務者　堀内　理恵
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６号
長崎県佐世保市小佐々町楠泊1967番地31、旧住所長崎県佐世保市小佐々町矢岳1001番地
債務者　丸田　剛士
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
長崎県佐世保市祇園町２番21号　一軒屋ピンク美容室、旧住所長崎県佐世保市松原町522番地
債務者　永松　正好
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
長崎県北松浦郡佐々町口石免1609番地10、住民票上の住所長崎県北松浦郡佐々町口石免1622番地３
債務者　崎田　栄二
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係